

令和7年（行ウ）第147号 難民認定不認定処分取消等請求事件

原告

被告 国

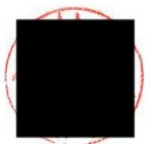
準備書面1

2025年10月10日

東京地方裁判所 民事第3部B2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 笹本 潤



被告の答弁書に対して必要な限りの反論と原告の主張を述べる。

第1 本案前答弁の理由（答弁書第2）について

1 請求の趣旨第3項（難民の認定をせよ）の請求にかかる本案前の答弁の理由について

請求の趣旨第3項の請求は、行訴法3条6項2号の申請型の義務付けの訴えであるのはそのとおりであるが、本訴での原告の主張は、難民認定不

認定処分の取消を求めており、それが認容されれば、左記処分は無効となるため、救済の必要性に関する訴訟要件を満たし適法である。

2 請求の趣旨第2項については、原告は前回の弁論期日の際に取り下げた。

第2 難民の意義と立証責任（答弁書第5）について

1 難民の意義（答弁書第5の1）について

被告は答弁書25頁において、難民条約上の難民の要件である「迫害を受けるおそれがあるという十分な理由のある恐怖」とは、抽象的な可能性があるだけでは足りず、迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような個別かつ具体的な事情が存することが必要である、と主張する。

しかし、この個別具体的な事情を求める日本の入管の基準こそ、国際的にも非難を浴びており、日本の難民認定率が極端に低くなっている最大の理由でもある。このような要件を難民条約の定義に追加して付すのは、憲法の国際強調主義（98条2項）にももとる。

被告が引用する名古屋高裁平成7年2月24日判決では、「現に訴追されているか、又は既に逮捕状が発布されているなどの事情により、将来訴追されるおそれがあるなど、当該申請者について、個別具体的な迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱くような客観的な事情が存することが必要である」と判示されているが、特に「現に訴追されているか、又は既に逮捕状が発布されているなどの事情」を求めるのであれば、過度な要件の付加になる。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の難民認定基準ハンドブック

（甲C6）によれば、「一般に、申請者の有する恐怖は、その出身国での居住を継続すれば定義にあるような理由で申請者にとって耐えがたいような状況になったであろうこと、又は出身国に戻るならば同一の理由により耐えがたくなるであろうことを申請者が合理的な程度（to a reasonable degree）に示すことができれば、十分に根拠があるとみなされるべきであ

る。」(同書パラグラフ 42) とされ、難民申請者が、「現に訴追されているか、又は既に逮捕状が発布されているなどの事情」などの申請者固有の過去の具体的な事情までは求められていない。恐怖は確かに合理的なものではない。しかし、今後申請者が帰国したら具体的な迫害がされる可能性が高い場合は、政府などの申請者に対する逮捕などの具体的な動きがなかったとしても、それまでの申請者の経験や社会状況からして、迫害される恐れは十分にありうるのである。したがって、申請者固有の迫害の恐れを裏付ける過去の同様の事情までを要求すべきではない。

UNHCR の難民認定基準ハンドブック (甲 C6) でも、『『恐怖』という用語には現に迫害を受けている者のみでなく、迫害の危険を伴うような状況を逃れたいと望む者も含まれることになる。』(パラグラフ 45) と述べているように、実際に迫害を経験した者に限定すべきでなく、今後迫害の危険を伴うような状況にある者も含まれる、と指摘している。また、「これら(恐怖)の考慮は必ずしも申請者の個人的な経験に基づくものである必要はない。例えば、友人、親族、及び同一の人種的又は社会的集団の他の構成員に起こったことからみて、早晚、申請者も迫害の被害者になるであろうという恐怖は十分に根拠があるといえることもあろう。」(パラグラフ 43) と指摘し、該当者の個人的な経験の有無までは要求されていない。

2 迫害の主体(答弁書第5の2)について

被告は、迫害の主体の要件について、国籍国が保護を拒絶している場合や、迫害主体が政府でない場合は、政府が当該迫害を知りつつ放置・助長するような特別な事情がある場合に限定すべきと主張している。また、大阪高等裁判所平成24年12月13日判決を引用して、「国籍国政府による迫害と同視できる状況にある場合に限って」国籍国による保護を受けられず、受けることを望まない認められる場合というべきで、具体的には①国籍国政府が私人による暴力行為を助長、放置しているなど、国籍国政府

に私人による暴力行為を取り締まる意思が全くないような場合、②政府の能力の欠如によって国籍国政府による保護が全く期待できないような場合、と紹介している。

しかし、これも不必要に難民条約の解釈を狭く解するものである。難民条約上は、単に「国籍国の保護を受けることができないもの」、「保護を受けることを望まないもの」と書かれているだけである。上記判決の「取り締まる意思が全くない」「保護が全く期待できない」などの要件の付加は難民条約ではなく、難民条約を不当に解釈するものであり認められない。難民条約の趣旨にのっとった解釈をすべきである。

3 立証責任（答弁書第5の3(1)) について

被告は、難民該当性の立証責任について、各国の立法政策に委ねられ、申請者が資料の提出義務と立証責任を負うと強調している。また、受益処分だから申請者に立証責任を課すべき、とも主張している（答弁書27、28頁）が、行政処分における一般論であり、難民認定申請者の置かれている状況を理解するものではない。

被告は、難民申請者は、難民を基礎づける事情は秘密裏になされたものであるから申請者が知るべき立場にあり、法務大臣等は基礎づける事実の不存在を立証するのは不可能に近く、資料収集の義務は負わせるのは過重な負担、などと主張する（答弁書29頁）。

しかし、入管における難民認定審査の実情は、法務大臣側も申請人の主張を否定するために、現地国の法律を調査したり、具体的な申請人の主張を否定するなど、とても過重な負担とは思われない。一方、申請者は、一度出国した以上、危険の存する母国に帰国しての資料収集は不可能であり、特に政府や警察の申請人に対する迫害に関する資料は帰国しても収集は不可能である。このような資料集能力と状況の差異を無視しての被告の主張は暴論というほかはない。

4 立証の程度（答弁書第5の3(2)) について

被告は、原告の立証の程度においても、各国の立法政策に委ねられており、「合理的な疑いを容れない程度の証明」をしなければならない、としている。

しかし、被告が引用する「合理的な疑いを容れない程度の証明」とは、刑事事件訴訟において検察官側が被告人の処罰の重さを考慮した上での立証の程度である。行政事件も民事手続に則り民事事件訴訟の一部であるから、その立証の程度は「証拠の優越」で足りる。このような立証の程度の問題は、司法試験を受けたことのある者なら容易に知りうる法曹の基本的知識である。

また、さらに一般の民事や行政訴訟では、証拠の優越の程度の証明で足りるとしても、難民認定訴訟においてはさらに立証の程度は申請者側に有利に考えられるべきである。

UNHCR の難民認定基準ハンドブック（甲 C6）はこう指摘している（パラグラフ 196）。

「申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。実際に一定の事案においては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を収集することもある。しかしながら、このような審査官による調査が必ずしも実を結ぶとは限らず、証拠によって裏付けられない供述も存在する。このよ

うな場合において、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないとする十分な理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきである。（「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益））」

と、日本の難民審査においては無視されている「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）という国際的な立証の原則を示すものである。難民認定にあたっては、一般の行政手続における立証責任の考え方と違って、申請者は十分な証拠資料を得られるとは限らず、むしろ審査官による調査を含めて、立証責任は審査官と申請者との間で分担されるべきと考えるべきである。

被告は、申請者の側に「合理的な疑いを容れない程度の証明」を求めているが、世界の難民認定の基準は「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）なのである。被告が原告に課す立証責任が過剰な責任の押しつけなのである。

第3 本件難民不認定処分の違法性（答弁書第6）について

1 フィリピンの一般情勢について

- (1) フィリピンの宗教の大半がキリスト教であり、その多くはカトリックであること（答弁書 34 頁）はそのとおりである。そのためにフィリピンでは、保守的な男女観が強調され、トランスジェンダーを認める社会的な基盤が弱いのである。
- (2) 被告は、フィリピン憲法や精神保健法、公共ソーシャルワーカー法などに平等条項や差別保護の規定があると指摘している（答弁書 35 頁）。また、政府の文書にトランスジェンダーを保護する文書があるとも指摘している（答弁書 36 頁）。しかし、問題は、それらの条項が実効的に運用されているかが問題であり、法律や政府の文書を挙げるだけでは迫害がないことの証拠にはならないし、保護規定を設

けているということは、差別の実態があるということの裏返しに過ぎない。

- (3) 被告は、警察や人権委員会が LGBTQ 被害事件について、トランスジェンダー女性の殺害事件について逮捕、起訴、調査がされたことを挙げている（答弁書 36 頁）。殺人事件のような重大な犯罪事件においては、いくつかの事件では逮捕や捜査はされたのであろう。しかし、逮捕等の事例は、トランスジェンダー女性に対する迫害でもっとも重い殺人事件がフィリピンで起きたという現実をも示している。フィリピンの国家人権委員会は、トランスジェンダー女性が殺害された事件を、トランスジェンダー女性に対する使い捨て可能だという信念にもとづくトランスフェミサイドととらえており（甲 B15 国家人権委員会声明）、そのくらい深刻な現実なのである。

また、殺害に至らないようなトランスジェンダー女性に対する差別や犯罪が常に捜査の対象や起訴、調査の対象になっているとは限らない。

LGBTQ 活動家イノセト氏に対するテレビキャスターの差別発言に対する人権委員会の懸念の表明（答弁書 36 頁）にしても、そのような発言がテレビで発言されること自体、フィリピンで LGBTQ 差別が公にされていることを示しているし、人権委員会はテレビでの発言だから特別に声明を発表したとも言える。訴状の 9 頁で主張したように、イノセト氏は、ネット上の偽情報により攻撃を受け、フランスに亡命せざるを得なかった。また、フィリピンのボクシングの元世界チャンピオンの LGBTQ 差別発言などは公然と発表され、差別は続いているのである。

- (4) 被告は、LGBTQ を自認する Ang Ladlad 党（アン・ラドラド党）が、最高裁の判断で政党名簿に登録されたことを取り上げている（答弁書 37 頁）。しかし、この訴訟事件はフィリピンの選挙管理委

員会が、同党を「不道德な教義を主張している」として政党名簿の登録を拒否したことが発端となった事件である。この訴訟事件は選挙管理委員会による LGBTQ に対する差別的な扱いがされていることの証拠でもある。

- (5) 被告は、いくつかの州、都市、村において性的指向に基づく差別を禁止する条例が制定されていることを挙げて、LGBTQ 差別が存在していないかのような主張をしている（答弁書 38 頁）。しかし、まず、本件はトランスジェンダー差別による迫害を主張するもので、性的指向ではなく、性的自認に基づく差別や迫害を主張するものである。次に、条例はその実効性に問題がある。条例が制定された都市等でも、トランスジェンダー差別や迫害の実態があれば、条例の存在をもって、差別・迫害がないとは言えない。この点は追って主張・立証する。
- (6) 被告は、フィリピンは他の国よりも LGBTQ に対して寛容であることを国別の比較データに基づいて主張している（答弁書 38～39 頁）。しかし、これらデータはあくまでも相対評価であり、それをもってフィリピンに差別・迫害がないことの証拠にはならない。
- (7) 被告は、プライドパレードがマニラなどで行われていること、LGBTQ 運動の活動家やネットワークが存在していること、医療の面でも NGO がトランスジェンダーの人を支援していること、なども挙げている（答弁書 39～40 頁）。しかし、これらの事象は、トランスジェンダー差別がフィリピンにまだ残っているからこそ行われていることを逆に示している。
- (8) 被告は、アン・ラドラド党が政党名簿に登録され、12 万票を獲得したことを主張しているが、その前提として、フィリピンの選挙管理委員会により道徳的理由で政党登録が拒まれたことを想起すべきである。

また、アン・ラドラド党は、2010年4月に最高裁が同党を肯定する決定をした後、2010年と2013年の選挙で十分な票を獲得することができず、2015年には政党リストから抹消された（甲B13）。このようにLGBTQの人権を保護する政党は、フィリピン国内では十分な支持を集めているとは言えない状況である。

- (9) 被告はトランスジェンダーのジェラルディン・ロマン氏がトランスジェンダー初の国会議員となったことを取り上げている（答弁書40頁）。

しかし、同議員はソジ法（トランスジェンダー保護法）の成立を推進しようとしても、委員会での立場は弱く、賛成議員も少なかった。そして同議員は2025年6月30日に議員を辞職しており、現在ではトランスジェンダーの議員はフィリピン議会には存在しない

（甲B14）。

- 2 トランスジェンダーが「特定の社会的集団の構成員であること」に該当することについて

被告は、ウガンダ判決（甲C1）や[REDACTED]判決（甲C2）では同性愛の性的指向は、当該国の同性愛に対する個別的事情を踏まえて判断しており、同性愛の性的指向からただちに「特定の社会的集団の構成員であること」に該当するとは言えない、と主張する（答弁書41～42頁）。

しかし、被告の主張する、同性愛者が他者と区別されることや、同性愛を処罰する法律を設けていることなどの個別的事情を判決で検討しているのは、迫害の実態の有無の要件についてであり、迫害の理由となる「特定の社会的集団の構成員であること」は、トランスジェンダーという性的自認を持つ者が、そうでない属性の人々、集団と社会的に差別され迫害されていれば、トランスジェンダー女性であることは「特定の社会的集団の構成員であること」に基づく迫害にあたることに何ら問題はない。

さらに、第5、1で主張するように、国連の UNHCR（国連人権高等弁務官事務所）は、トランスジェンダーは、男女二元論の見方に合致しないから、社会的な価値観を脅かす存在とみなされ、トランスジェンダーは危害を受けるおそれにさらされるとしている。これはトランスジェンダーの存在自体が集団的な迫害のリスクを生むことを示しており、トランスジェンダーが難民条約上の「特定の社会的集団」に該当することを示している。（甲C4、UNHCR 報告書ジェンダーアイデンティティを理由とする難民申請 2012 年）。また、同じく UNHCR は、性自認を理由とする迫害が庇護申請の正当な根拠になり得ることも提言している（甲C5、UNHCR 「性自認に基づく差別と暴力」）。

3 「国籍国の保護を受けることができないもの」に該当することについて

被告は、原告に対する迫害の主体は私的な人たちによるものであり、警察や司法機関による保護はされており、政府が国民に対して保護を拒否している場合と同視しうるほど政府の抑止能力が欠如しているわけではないと主張する（答弁書 46 頁）。

原告に対する主な迫害主体は、フィリピン社会に蔓延している私人によるものであり、それに対する政府や警察の態度が問題となる。しかしその程度が「政府が保護を拒否している場合と同視しうるほど」は狭すぎる定義である。拒否しているとまで言えなくても、實際上、国家による保護が期待できないような場合も国家による保護を受けることができない者に該当するというべきである。

難民条約（難民条約第1条A（2）、議定書第1条2項、及び法2条3号の2）による難民の定義は、「その国籍国の保護を受けることができない者」または「そのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」であって、「当該常居所を有していた国に帰ることができない者」または「そのような恐怖を有するために当該常居所を有していた

国に帰ることを望まない者」と定義している。これによれば、保護を受けることができない者のみならず、保護を受けることを望まない者も広く含まれている。また、帰国することができない者のみならず、帰国することを望まない者まで、広く定義されている。その点では、被告の主張及びその引用する名古屋高裁判決の定義は狭すぎ、難民保護の趣旨からかけ離れていると言わざるをえない。

しかし、訴状でも述べた通り（5～6頁）、原告は今までも警察に訴えた際にもトランスジェンダーだからと一笑に付されたり、トランスジェンダーであることにより警官に暴言を吐かれたことがあった。そのような経験により、警察に訴えること自体を差し控えざるをえない状況に追い込まれてきた。この点について、原告は、他のフィリピン人のトランスジェンダーの差別の実態についてさらに主張・立証する予定である。

4 個別具体的な迫害を受ける恐怖について

被告は、原告の迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するといえるような個別具体的な客観的事実があるとは認められないと主張している（答弁書 47 頁）。

しかし、そもそも難民条約には、「難民」とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者（以下略）」と定義され、「個別具体的な客観的事実」などの要件は付加されていないので、被告独自の主張である。かかる主張は、難民条約の趣旨に反し、難民の認定を不当に狭めるものである。

(1) いとこからの迫害について

被告は、原告が小さいときに性被害を受けた従兄弟からの迫害から 16 年以上経っていると主張しているが（答弁書 47 頁）、この子どもの時の被害

は今でもフラッシュバックしており、恐怖感は消えていない。原告の実家から近くに住んでいるだけに、従兄弟と遭遇する恐怖は、帰国した時にもあった。

- (2) マネージャーのパートナーである●●●は、原告をレイプした際のビデオも持っており、被害から 25 年経過しているいまでも、原告は恐怖を感じている。

5 難民該当性を否定する事情についての反論

- (1) 原告が 16 年経過して難民申請をしたことについて

日本に滞在している外国人にとって、一般に他に日本に滞在できるビザがある限り難民認定申請をする必要性がない。原告は訴外元妻と婚姻中は「日本人の配偶者等」の在留資格を有し、平成 24 年 8 月 2 日までは有効な在留資格を有していた。その期間は少なくとも難民認定を申請する必要性はなかった。

また、JAR から情報を得て、始めて難民認定の申請の仕方を知った。一般に、難民認定を申請する人は、難民申請の手続について誰でもよく知っているわけではない。また、知っていたとしても、自分一人でやるものか否かについても関係者と相談するなどして決めて申請をすることは何ら異常なことではない。その点で、被告は、JAR から情報を得たら、時間を置かず難民認定を申請するのが自然である、などと述べているが、実情を知らない主張である。

- (2) 原告が本国に一時帰国したことについて

原告は、フィリピンでは迫害をされる恐れがあり、帰国したくなかったけれども、どうしても長期間会っていなかった母親と帰国して会う必要性が強く、短期間だけフィリピンに滞在した。しかし、フィリピン滞在中も差別と迫害の恐怖の中で過ごさざるを得なかった。

平成 19 年（2007 年）5 月 19 日から同年 6 月 7 日、及び平成 24 年

(2012 年) 1 月 13 日から同月 23 日までの帰国は、原告の数年会っていない母親と会うための帰国であった。しかし、1 ヶ月以内の短いフィリピン滞在中にも、原告は、空港やモールで、見知らぬ人から歩いているだけで笑われた。また、女子トイレに入るとガードマンに通報され、トイレから追い出される差別にも遭った。これらの経験も、今でも原告のトラウマとなっている。

第 4 本件退令発付処分の無効について（答弁書第 8）について

- 1 本件では、原告は難民認定の不認定処分の取消をもとめており、これは原告の難民該当性を前提とする。原告が難民に該当する場合は、特別審理官の判定に対する異議の申出に理由がない旨の裁決は違法となり、したがって、それに基づく被告の退令発付処分も自動的に無効となる。
- 2 被告は、入管法 53 条 3 項（ノン・ルフールマン原則）違反は、退去強制令書の執行要件であるから、退去強制令書発付処分の無効原因とはならないと主張する。

しかし、実務上の取り扱いはともかく、難民条約 33 条 1 項は、「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。」とシンプルに規定しており、処分と執行の場面を分けていない。このノン・ルフールマン原則は、難民認定手続のすべてにわたって適用すべき原則であり、被告のような解釈は難民条約の趣旨にもとると言わざるをえない。

第 5 原告の主張

- 1 トランスジェンダー差別や迫害に対する国際的な反応

トランスジェンダーは、差別や迫害に遭うということは、国連の機関で公式に認められている。

UNHCR（国連人権高等弁務官事務所）は、トランスジェンダーは、男女二元論の見方に合致しないから、社会的な価値観を脅かす存在とみなされ、トランスジェンダーは危害を受けるおそれにさらされる（甲C4、UNHCR 報告書ジェンダーアイデンティティを理由とする難民申請 2012 年）。これは、トランスジェンダーが難民条約上の「特定の社会的集団」に該当し、その存在自体が集団的な迫害のリスクを生むことを裏付ける。

また、同じく UNHCR は、トランスジェンダーに対する暴力やヘイトクライムは、拷問、殺害に至る傾向があり、ヘイトクライム禁止法が存在しない国において、政府、警察裁判所の対処の仕方が、庇護になっておらず、二次加害に至ることがあると指摘している。UNHCR の勧告では、性自認を理由とする迫害から逃れる者が、迫害される地域へ送還されないことを確保すること、性自認を理由とする迫害が庇護申請の正当な根拠になり得ること、が提言されている（甲C5、UNHCR「性自認に基づく差別と暴力」）。

2 トランスジェンダーの人々を保護する法律が制定されていないこと

- (1) フィリピンでトランスジェンダーを保護する法律が制定されていないことから、トランスジェンダーの人々は様々な形の差別を受けている。
- (2) 職場ではトランスジェンダーの人々は性別認定法（ジェンダー認定法）がないために、自らの性自認に基づいたトイレ利用や制服着用が妨げられている。また、2007 年の最高裁判決以前は、トランスジェンダーの女性は出生証明書の性別表記を修正して性別認定の受けることができたが、2007 年以後は出生証明書の性別表記を変更することができなくなった（甲B8 国連開発報告書 12 頁）。このような性別認定法の制定がなされないことにより、トランスジェンダー女性はフィリピンで差別を受けている。

- (3) また、フィリピンの政府機関は、トランスジェンダー女性が公的書類の更新の際に、出生時に割り当てられた性別に従い外見を変えるように強制し、追加の身分証明書の提出を要求する差別的な扱いをしている（甲 B8 国連開発報告書 13 頁）。フィリピン政府は、トランスジェンダー女性のパスポートと性自認の性が異なるため、嫌がらせをし、トランスジェンダー女性は身分詐称を行っていると扱っている。フィリピン警察には、女性・児童相談窓口があるが、そこではトランスジェンダー女性の被害申告を受け付けていない（甲 B8 国連開発報告書 24 頁）。
- (4) ジェンダー認定法が制定されないことにより、トランスジェンダー女性が「生きている名前」を使用する権利と、それがもたらす安全・安心が根本的に否定されている。2021 年 2 月には、次のような事件もあった。トランスジェンダー女性の人ケソン市のコンドミニアムにおいて、自らのジェンダー代名詞（女性）と日常で使用している名前を繰り返し主張したにもかかわらず、コンドミニアム職員は、出生時に割り当てられた法的氏名（いわゆる「デッドネーム」）と性別が記載された身分証明書に基づき、その人を何度も誤った性別（男性）で呼び、デッドネームを使用した。さらに、職員はプールサイドにおいて「男性は水泳用のショートパンツしか着用できない」として、トップスを脱ぐよう指示する、などの差別的、屈辱的な扱いをした（甲 B9 国連 UPR への報告書 4.2）。
- (5) ジェンダー認定法が存在しないことは、トランスジェンダーの人々の移動の自由の権利に対する障害ともなっている。2020 年 4 月にはセブにおいて、トランスジェンダー男性が COVID-19 の検問所で止められ、検問の警官は、身分証明書に記載された性別表記が彼のジェンダー表現と一致しないことを確認すると、トランスジェンダー男性の身体の胸部や性器部分を注視した。これにより、この警官は、地元政府から注意を受けた（甲 B9 国連 UPR への報告書 4.3）。

- (6) フィリピンにおいては、このようにトランスジェンダーの人は法的に名前と性別変更ができないことにより、社会的な排除、プライバシー侵害、差別、暴力が生じている。トランスジェンダーの人々が法的に承認されていないために、トランス女性が採用を拒否され、男性用の服を着なければ採用されない、入国管理の際にも外見とパスポートの性が一致しないため入国拒否される、などの被害が報告されている。そのため、フィリピンのトランス NGO（トランス女性協会（STRAP））は、2025 年 6 月に、簡素化された「ジェンダー認定法案」を作成・発表した（甲 B12「名前と呼んでください」）。
- (7) フィリピンには、ヘイトクライムを定義し、犯罪化する法律はいまだ存在しない。SOGIESC（性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴）に基づく憎悪や偏見が明らかな場合であっても、政府当局はこれを通常の犯罪や殺人としてしか取り扱っていない（甲 B9 国連 UPR への報告書 5.1）。
- (8) フィリピンには、同性またはトランスジェンダーと異性間の婚姻式を行う行為を犯罪とする法律はない。しかし、そのような結合は、両者が成年であり合意している場合であっても、異性愛カップル間の結婚と同等の法的承認は与えられていない。「家族法」は、結婚は男女間のものであると明記しており、この「男女」とは出生時に割り当てられた性別に基づくものと解されている。そのため、LGBTIQ のフィリピン人は異性愛カップルと比較して、病院や刑務所への面会権、医療・埋葬に関する決定権、共同財産の譲渡、子の親権、保険給付など、配偶者としての権利を含む様々な面で不平等な扱いを受けている（甲 B9 国連 UPR への報告書 7.1, 7.2）。
- (9) フィリピンの国家人権委員会は、トランスジェンダー女性が殺害された事件、トランスジェンダー女性に対する使い捨て可能だという信念にもとづくトランスフェミサイドが起こっていることから、これらの事件の調査を各地域の人権委員会に付託し、フィリピン国会に対してもソジ（SOGIE）平等法案、包括的反差別法案の緊急可決を要請した。また合わせて政府・

警察に対して二つのトランスジェンダー女性殺害事件の迅速な調査と不処罰の風潮を終わらせること、及び公的記録や公的文書において被害者の性自認を尊重するように要請した。そして、プライド月間は、単なる多様性を祝うカラフルな祭典ではなく、尊厳をもって権利を取り戻すための抗議の行動であるとの認識を示した（甲 B15 国家人権委員会声明）。

3 現行法による処罰の危険性について

- (1) トランスジェンダーの人々は、フィリピン社会では男女二元論に基づかない存在と見られるため、さまざまな法律によって処罰や不利益扱いを受け、トランスジェンダー女性への迫害となっている。また、出生時の性や名前の使用を強要されるため、登録上の名前や性を公表することによる差別の対象にもなっている。
- (2) トランスジェンダーの人々は、フィリピン社会に存在する男女二元論に基づかない人々であるため、道徳にも反すると見なされる。改正刑法の第 200 条（重大な不道德行為）、第 201 条（公序良俗違反）、第 202 条（浮浪）、第 226 条（わいせつ行為）、第 340 条（未成年者腐敗）などによって、トランスジェンダーが不道德や反社会的な存在とされ、犯罪として逮捕、処罰される危険性が常にある。フィリピンのトランスジェンダー女性には常に脅えて暮らさなくてはならない（甲 B9 国連 UPR への報告書 3.2、甲 B10 フィリピン改正刑法）。
- (3) また、以下の法律では、トランスジェンダーの人々は、出生証明書などで登録された性や名前などの使用が強要され、それに反する行為が許容されないため、差別や不利益の対象になっている
 - ① フィリピン改正刑法（共和国法第 3815 号）第 178 条第 2 項では、自己の真の氏名その他の身分事項を秘匿した者は、処罰されるので、トランスジェンダー女性が差別を避けるため登録上の名前や性を非公開にすることが妨げられる。

- ② フィリピン民法（共和国法第 386 号）には「いかなる者も、裁判所の許可なく氏名又は姓を変更することはできない（第 376 条）」「筆名又は芸名の使用は、誠実に行われ、かつ第三者に損害を与えない限り認められる（第 379 条）」「筆名及び芸名は冒用することができない。前条に定める場合を除き、いかなる者も異なる氏名又は姓を使用することはできない（第 380 条）。」などの規定があり、これらもトランスジェンダー女性にとって、出生証明書に登録された名前と性のみを使うことが強要され、またそのことにより起こるトランスジェンダー差別を助長している。
- ③ 偽名取締法（共和国法第 6085 号）でも、出生登録証明書に記載された法的氏名（いわゆる「デッドネーム」）を使用することが義務付けられ、刑罰も課されている。
- ④ 2001 年誤記訂正法（共和国法第 9048 号）では、氏名の「訂正は、裁判所の命令なくしては、申立人の国籍、年齢、身分又は性別の変更を含んではならない」と定められており、フィリピンにおいてトランスジェンダーの人々が出生証明書上の性別を変更することは違法とされている。これにより社会生活を送る上で、男性と結婚できないなど様々な不利益と差別を生みだしている。
- ⑤ SIM カード登録法は、利用者に対し、政府発行身分証明書に記載されたとおりの氏名を義務付けている。また、SNS 利用者に対しても、実名の使用を義務付けている。この規定は、トランスジェンダー者に対して「デッドネーム」の使用を強制することになるため、トランスジェンダー女性の安全、安心及びプライバシーを著しく損なっている。
- （以上、甲 B9 国連 UPR への報告書 4.1）。

4 トランスジェンダー差別を禁止する条例について

- (1) トランスジェンダー差別を禁止する条例（反差別条例）については、27 の条例で総人口の 15%未満について条例があるが（2022 時点）、実際に被害者が救済を請求されるためには、その実施手続法（IRR）が必要である。しかし、全ての条例に実施規則及び規程が整備されるわけではなく、不十分である（甲 B8 国連開発報告書 12 頁、甲 B9 国連 UPR への報告書 3.6）。
- (2) 2020 年 3 月のパンデミックによるロックダウン開始時、3 組の LBT カップルが、カップルが居住する市には性的指向・性自認（SOGIE）に基づく差別を禁止する条例が存在したにもかかわらず、地元のバランガイ（村）政府職員から世帯家族と認められず、救済物資や衛生キットの支援対象外とされた（甲 B9 国連 UPR への報告書 7.3）。
- (3) また、多くの村レベルの公務員は当該条例や包括的发展・ジェンダー平等の基本原則に関する研修を必要としており（甲 B9 国連 UPR への報告書 7.3）、差別禁止条例の理解が進んでいないことを示している。
- (4) 以上のように、LGBTQ の保護条例がある市や村でも、LGBTQ の保護が進んでいない。また、保護条例や国レベルの差別禁止法の制定が求められる。なお、条例における施行状況などについては、さらなる調査の上、今後追って主張・立証していく予定である。

5 トイレ使用について

ごく少数の条例のみが、自らの選択に基づくトイレ利用を認められているが、それ以外ではまだ認められていない（甲 B8 国連開発報告書 34 頁）。しかし、原告自身、モールなどで女子トイレを利用すると、ガードマンを呼び出され、追い出されることをしばしば経験しており、実際には、選んだ通りにトイレが使用できないのが、現実である。

6 医療現場におけるトランスジェンダー差別について

- (1) トランスジェンダーの人々に対する医療の現場における差別が多く報告されている。
- (2) トランスジェンダーの人々に対する政府提供の専門医療サービスが不足しているため、多くのトランスジェンダーの人々が闇市場から医薬品や製品を購入し、医学的監督なしにホルモン補充療法を行っている。その結果、トランスジェンダーの人々の健康と生命が危険にさらされている。(甲 B9 国連 UPR への報告書 6.2)
- (3) HIV/エイズはあらゆる人々に影響を及ぼすが、LGBTIQ の人々は拡大する流行によって特に深刻な影響を受けている。政府統計によると、2018 年から 2021 年にかけて、合計 1,131 人のトランスジェンダー女性が診断され、これは当該期間の総症例の 2.54%と多数を占めている (甲 B9 国連 UPR への報告書 6.3)。

7 転向手術などの強要について

- (1) フィリピンのインターセックスの子どもたちは、依然として「男性」または「女性」という二元的な性別の定義に身体を合わせることを目的とした強制的な医療介入のリスクにさらされている。医療専門家は、子どもの事前の十分な情報に基づく同意なしにこれらの手術を行っている。このような医療介入は、身体の完全性および身体的自律性という基本的権利を侵害するものである。それにもかかわらず、このような手術を防ぐための法的保護は存在していない (甲 B9 国連 UPR への報告書 11.3)。
- (2) また、次項で述べるように、登録された性に転向させる「転換手術」もフィリピンで行われ、それに対してトランスジェンダーの人は、脅威を感じている。

8 トランスジェンダーの人びとの深刻な精神状況

- (1) フィリピンにおいて、トランスジェンダーの人は、差別により自殺を考え、又自殺を試みた数がそうでない人よりも多いことが、約 5,000 人の LGBTQ の若者のサンプル調査の結果により明らかになっている（以下は、甲 B11「LGBTQ+若者の全国調査」を参照）。
- (2) フィリピンの LGBTQ の若者の約 75%が真剣に自殺を考えており、これはそうでない者よりもかなり高い。また、フィリピンの LGBTQ の若者の 62%が抑うつ症状、不安症状を経験している。75%の LGBTQ の人が自傷行為を考えたことがある。
- (3) 転換療法（強制的に性自認を変えさせる療法）については、19%の LGBTQ の人が転換療法の脅威にさらされ、また実際に受けさせられた経験をしている。これらの者は、そうでない者に比べて、自殺リスクやメンタルヘルスの発生率が高い。
- (4) 74%の LGBTQ の人が、性自認（ジェンダー・アイデンティティ）を理由に差別を受け、34%の LGBTQ の人が身体的な脅迫や虐待を受けた、と報告されている。このような差別により、上記のメンタルヘルスや自殺リスクの増大につながっている。

9 迫害の主体について

以上で明らかになったように、原告に対する迫害の主体は、以下に述べるように立法及び行政（警察）を含む「国家」である考える。

(1) 立法（国会）が保護立法を作らなかったことによる迫害

第 5，2 で主張したように、フィリピンの立法府は、性別認定法などのトランスジェンダーの人々を法的に保護する法律を長年にわたって制定してこなかった。これにより原告に対する差別迫害が助長されているので、立法府による迫害である。

(2) 警察による現行刑法等による取締りによる迫害

第5、3で主張したように、フィリピンにおける刑法、偽名取締法などの現行法により、原告がトランスジェンダー女性として罰される危険性がある。これも警察など行政による原告に対する迫害である。

(3) 警察が被害者救済をしない不作為による

訴状(5～6頁)や本書面第3、3でも述べた通り、原告は今までも警察に訴えた際にもトランスジェンダーだからと一笑に付され、トランスジェンダーであることにより警官に暴言を吐かれたことがあった。そしてそのような経験により、警察に訴えること自体を差し控えざるをえなくなった。このように国家による保護が期待できないような場合も国家による保護を受けることができない者に該当するというべきである。また、難民条約では、保護をうけることができない者のみならず、保護を受けることを望まない者も広く含まれている。原告の場合は過去の迫害が未だにトラウマとなっており、この場合に該当する。

以上のように、立法、警察という国家機関による迫害が存するので、原告は「国による保護を受けられない」のである。

第6 今後の原告の主張立証予定

今後、原告の迫害の現状について、フィリピンでの現地調査を含め、主張・証拠をさらに追加して提出する予定である。

以上